

## 兵庫県返礼品等提供事業者及び返礼品等公募要項

### 1 目的

兵庫県（以下「県」という。）の魅力を発信し、地域産業の活性化に寄与することを目的とし、県への寄附者に対して贈呈する返礼品（役務、サービス等（以下「役務等」という。）を含む。以下「返礼品等」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）及び返礼品等を公募する。

### 2 協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件を全て満たす者であること。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、県が総合的に判断して協力事業者として適当でないと認めた場合は、協力事業者として登録しない。

- (1) 返礼品等として提供する物品又は役務等に関連する各種法令に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 税を滞納していないこと。
- (3) 返礼品等の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

- (6) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月兵庫県条例第 35 号）を遵守していること。
- (7) 返礼品等を用意するため、下請契約その他の契約を締結するに当たり、(6)又は(7)のいずれかに該当することを知りながら、相手方と契約を締結していないこと。
- (8) 入札参加資格制限基準及び兵庫県指名停止基準（令和 6 年 4 月 1 日適用）により、入札参加資格及び指名停止の措置を現に受けていないこと。
- (9) 返礼品等の手配、寄附者・配送等に係るデータの管理、寄附者からの問合せ、苦情、事故及びトラブルの対応等、返礼品等に係る取扱業務全般について、県が委託する事業者（以下「受託事業者」という。）と連携及び協力して業務に当たることができること。

受託事業者：ひょうご HAQTSU プロジェクト共同体

代表事業者：株式会社 HAQTSUYA

（福井県福井市西木田 1 丁目 20 番 17 号）

構 成 員 1：株式会社博報堂 関西支社

（大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 7 号中之島セントラルタワー）

構 成 員 2：株式会社博報堂プロダクツ 関西支社

（大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 7 号中之島セントラルタワー）

### 3 返礼品等選定基準について

返礼品等は、次の要件を全て満たしているものであること。

- (1) 県の魅力の発信、イメージ向上、地域産業の振興、観光誘客のいずれかに資するものであること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (5) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (6) 自ら生産したもの以外の物品又は自ら行う役務等の提供以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に県のふるさと納税の返礼品等として提供することについて事前に同意を得ていること。
- (7) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間又は数量を示して供給するものを除く。）。
- (8) 原則として、既に兵庫県以外の自治体にふるさと納税の返礼品等として提供されているものではないこと（同一商品の場合はセット本数等を変更すること等により別規格のものとする。）。
- (9) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費又は賞味期限が保証されていること。  
ただし、生鮮食品その他高い鮮度が要求されるもの及び時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについてはこの限りでないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行ってから発送できるよう配慮すること。
- (10) 役務等の提供の場合は、県内で提供されるものに限る。  
また、提供される役務等の主要な部分が、相当程度、県に関連性のあるものであること。
- (11) 役務等の提供の場合は、寄附者に対し、利用券（電子クーポン可）を発行するものとし、当該利用券には、記名又は通し番号を付すなど転売・譲渡の防止措置を施すこと。  
なお、当該利用券は、寄附者へ送付後、相当程度の有効期限があるものとする（期間限定又は日時指定の役務等の提供を除く。）。  
また、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされ、かつ、その旨の表示が利用者に理解できるようになされていること。
- (12) キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者から許諾を得ていること。
- (13) 県の求めに応じ、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- (14) 県の求めに応じ、無償により物品のサンプルを提供ができること。
- (15) 県の求めに応じ、役務等については、現場の確認ができること。

- (16) 寄附者への配送期間について、目安を示せる物品であること（受注生産によるものを除く。）。

また、寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある物品については、その対応が可能な体制が構築されている物品であること。

#### 4 返礼品等の価格について

- (1) 返礼品等の価格は、商品代に荷造、箱、梱包代、消費税を含めた価格を提示すること。  
役務等の提供の場合も同様とする。
- (2) 設置費用等が別途発生する場合は、その額を返礼品等の価格に含めること。  
なお、設置等の手続は、協力事業者が行うこと。

#### 5 費用負担について

- (1) 寄附者に選択された返礼品等代と返礼品等の送料は、原則、県が負担する。
- (2) 寄附者から返礼品等の品質等の苦情により返礼品等の回収及び再配送を行った場合に係る費用は、協力事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合は、この限りでない。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、県は一切負担しない。

#### 6 協力事業者の業務

協力事業者は、返礼品等の提供に当たり、次の業務を行うものとする。

- (1) 「ふるさと納税サイト」への返礼品等の登録、返礼品等の受発注及び代金の支払い方法など、受託事業者と連携及び協力して業務に当たることができること。  
また、必要に応じて、別途受託事業者が示すふるさと納税の管理システムを確認すること。
- (2) 県又は受託事業者の求めに応じて、都度、「ふるさと納税サイト」などで返礼品等を紹介するための説明文や画像データなどを提供すること。  
また、県が広報活動を行う中で雑誌、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (3) 受託事業者からの発注に基づき、寄附者が指定する配送先へ返礼品、利用券等の荷造、梱包等発送事務を行うこと。  
また、役務等の提供の場合は、事前の予約等の対応を含め、適切に寄附者へ役務等を提供すること。
- (4) 返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、受託事業者と連携し、真摯に対応して解決に努めること。  
なお、品質等に関する苦情等の対応や補償等に要した費用については、県は一切の責任を負わない。
- (5) 返礼品等は、寄附者が寄附申込み時に当該返礼品等を選択した場合に提供を依頼する

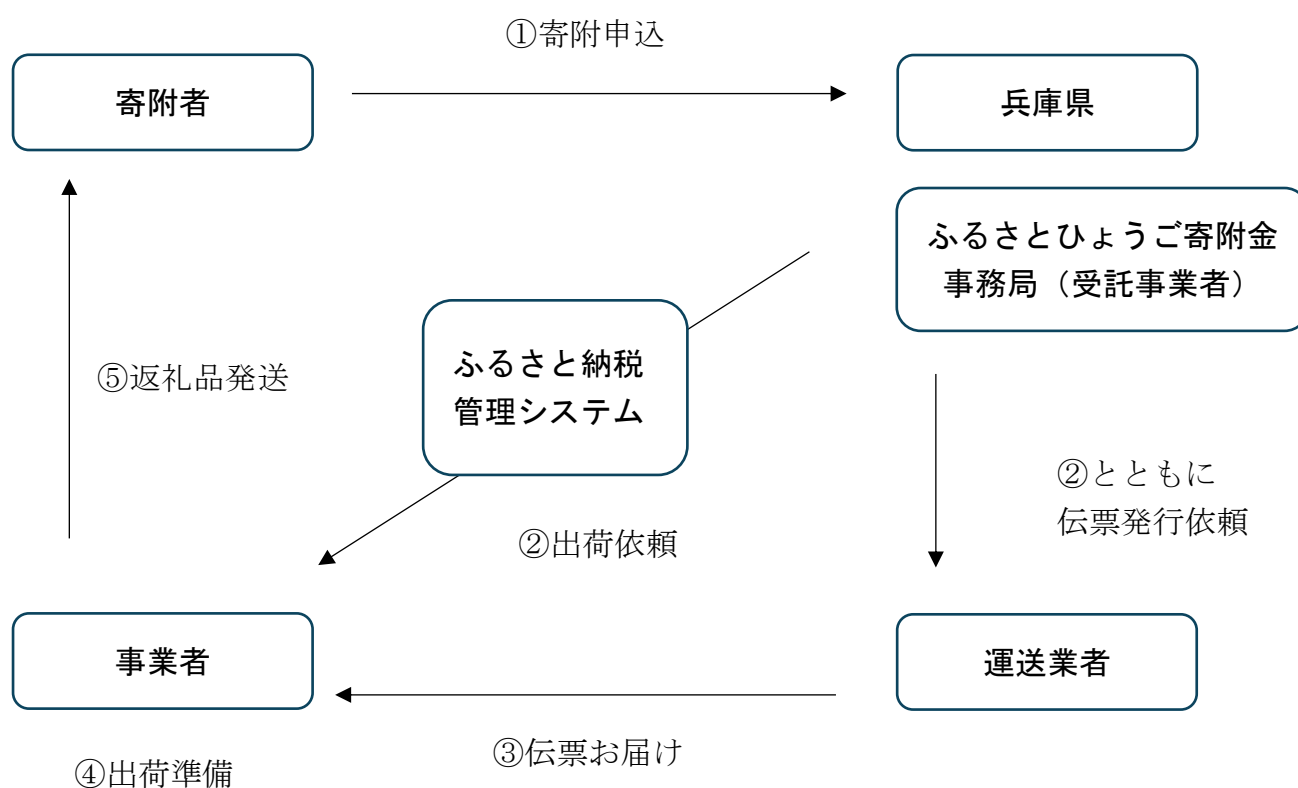
ものであるため、返礼品等が登録されたとしても発注が確約されるものではないことを承諾すること。

また、寄附者が兵庫県民である場合、返礼品等は送付できない。

- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守すること。

また、受託事業者から提供された寄附者の個人情報を、返礼品等の送付以外の目的に使用しないこと。

## 7 返礼品等の発注・発送の流れ（イメージ）



## 8 募集期間

随時募集とする。

## 9 申請方法等

次の申請様式に必要事項を記入し、関係書類等を添えて、受託事業者に提出すること。

なお、申請に係る費用の一切は、申請者の負担とする。

### (1) 申請様式

ア 兵庫県返礼品等協力事業者登録申請書 兼 変更届（様式第1号）

イ 兵庫県返礼品等登録申請書（様式第 2 号）

ウ 誓約書（様式第 3 号）

(2) 関係書類等

ア 会社概要や返礼品等の内容がわかるパンフレット等の資料

イ 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営む事業者。有効期限内のものに限る。）

ウ 返礼品の画像（HP 等掲載用）及び梱包時の画像 各 1 枚以上

※商品の実物は不要であり、送付は行わないこと（県が別に求める場合を除く。）。

※申請後、受託事業者から申請者に対し、提案内容等について、別途詳細の確認を行うことがある。

## 10 ポータルサイト掲載までの流れ・手続き

(1) 応募受付

(2) 採用結果通知

受託事業者からの詳細確認後、県及び受託事業者において申請内容等を総合的に審査し、協力事業者及び返礼品等として適当であると判断し、総務省において取扱いが認められたものについては、協力事業者及び返礼品等として決定する。審査結果は、受託事業者から申請者に通知する。

また、協力事業者及び返礼品等として決定した後、協力事業者の情報、返礼品等の内容に変更等があるときは、事前に受託事業者に申し出ること。

(3) 寄附金額の設定

寄附金額は、原則として、返礼品等の価格に送料等を加え、3 分の 10 を乗じた額を踏まえて、県が設定する。

(4) 返礼品の掲載開始

審査結果の追加から約 1 ～ 2 ヶ月を目安として、受託事業者と返礼品の登録作業の調整を行った後、ポータルサイトへの掲載を開始する。

## 11 優先的に紹介する返礼品について

次の返礼品については、カタログや新規寄附受付窓口での掲載など各種広報において、優先的に取り扱う場合がある。

(1) 寄附募集事業に関係性があるもの

(2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの

(3) 広報の効果を高めると考えられるもの

(4) 広報の主体者から求めのあったもの

## 12 損害賠償

返礼品提供事業者は、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは本要項に定める要件等に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本県に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本県は当該返礼品提供事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

### 1 3 その他留意事項

県は、協力事業者又は返礼品等が本要項に定める要件等に適合しなくなった、若しくは違反した場合、ふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断した場合又は県に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者又は返礼品等の登録を取り消すことができる。

### 1 4 問合せ先

兵庫県財務部財政課

メールアドレス：shikinzaisan@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ：https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/kihu01.html

※ 問合せは電子メールにて行うこと。その際、送信件名は「【兵庫県】ふるさと納税返礼品公募についての問合せ」とする